

枚方市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会
子ども未来部

教育機関	枚方市立蹺跼小学校
	〃 香里小学校
	〃 桜丘小学校
	〃 殿山第一小学校
	〃 殿山第二小学校
	〃 津田小学校
	〃 菅原小学校
	〃 氷室小学校
	〃 蹺跼西小学校
	〃 西牧野小学校
	〃 桜丘北小学校
	〃 山田東小学校
	〃 東香里小学校
	〃 西長尾小学校
	〃 禁野小学校
	〃 第一中学校
	〃 枚方中学校
	〃 楠葉中学校
	〃 杉中学校
	〃 蹺跼幼稚園

(2) 対象事務

令和 6 年度（2024 年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況（施設及び用地等の維持管理状況を含む。）

2. 監査の期間

令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から令和 6 年（2024 年）12 月 26 日まで

3. 監査の結果

本年度は小学校 15 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園の实地監査を行ったところ、施設の維持管理状況、事務処理状況、備品及び薬品の管理状況については、おおむね

良好であると認められたが、一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔学校園〕

○学校園徴収金事務について

各学校園においては、枚方市立学校園徴収金事務取扱要項等に基づいた事務の標準化など適正な事務処理に向け、これまで継続した取組を行うことによりその改善が図られてきている。しかしながら、一部の学校園においては、月別現金出納簿への収支の記載もれ、月末差引残高の記載誤りなど誤った事務処理が見受けられた。

徴収金事務の執行に際しては、各学校園において同要項等による適正な運用が行われるよう、教育委員会事務局及び子ども未来部の担当各課による支援体制をより一層充実させ、引き続き不適正な事務処理の抑制に努めるよう要望する。

○理科薬品の管理状況について

各小中学校では、理科実験を行うため、毒・劇物及び危険物を含む理科薬品を取り扱っている。これまで理科薬品の適正な保管・管理について継続的な指導が行われてきた結果、今回監査対象となった全学校において、鍵の保管方法や薬品の廃棄処理について適正な管理がされていた。しかし、薬品の在庫確認及び薬品台帳の記録等については適正に行われていない事例が一部の学校において見受けられた。

今後も引き続き、理科薬品の取扱いに関する研修や立入調査を効果的に実施することにより、適正な保管・管理を行うよう要望する。

○施設等の管理状況について

各学校園では、児童等の安全対策を考慮した施設の管理に取り組んでいるが、一部の学校園において、施設設備の老朽化に伴い安全性及び機能性の確保が不十分な事例や、消火器が他の物品に埋もれているなど、緊急時での素早い対応を妨げる恐れのある保管状態が見受けられた。

学校施設については、禁野小学校新校舎整備や教室等空調設備更新など大型事業を進められているが、今後も限られた財源の中で、安全管理上必要な老朽化対策にも継続的に取り組むとともに、学校園が行う日常点検や法定点検などを通じて施設の劣化や損傷の早期発見に努め、安全で快適な学校園施設の維持を目指し、適切にメンテナンスを行うよう要望する。

また、学校敷地における未利用箇所については、有効活用や処分等、今後の在り方を早急に検討するよう要望する。

○学校園における事務処理の状況について

各学校園における事務処理については、その適正化に向け、これまで継続して教育委員会事務局及び子ども未来部による指導や助言が行われてきた結果、事務の改善が図られてきているが、一部の学校園では不適正な事務処理が見受けられる。

教育委員会事務局及び子ども未来部の担当各課においては、定期的なモニタリングの実施など、各学校園への支援体制を一層充実させ、引き続き不適正な事務執行の解消に努めるよう要望する。

また、一部の中学校において、プール管理日誌に単元テストの答案用紙の裏面を再利用していた事例があった。個人情報の取扱いに関しては、慎重かつ厳格に取り扱わなくてはならず、今後同様の事例が発生しないよう適正な管理を徹底するよう要望する。

なお、プール専用水道のある小中学校では、これまでの要望を踏まえ、順次閉栓処理が実施されてきているが、未実施校についても引き続き、課題解決への取組を進めるなど、更なる光熱水費の削減に努めるよう要望する。

○情報セキュリティに対する取組について

情報セキュリティへの対策として、各学校園では、情報セキュリティ対策実施手順書の改訂や校園内研修の実施に加え、教育委員会事務局によるモニタリングの実施などが行われており、今回の定期監査においても一部の学校で研修記録簿が未作成であったものの、対象校のすべての学校園において情報セキュリティ研修が実施されていた。

今後も、継続した情報セキュリティ対策を行い、学校園における情報管理を一層徹底するよう要望する。